

円滑に会社を引継ぐために 事業承継における税務知識

株式の評価はどの評価方法を採用するのか

アクタス税理士法人
高久田 祐



株式を取得する株主の取得後の態様			評価方式		
同族株主のいる会社	同族株主グループ(※1)	取得後の議決権割合5%以上	原則的評価	①純資産価額方式	
		中心的な同族株主(※2)がない		②類似業種比準方式	
		中心的な同族株主		③①と②の併用	
		役員である株主又は役員になる株主			配当還元方式
同族株主のない会社		その他			
		取得後の議決権割合5%未満	原則的評価	①純資産価額方式	
		中心的な同族株主(※3)がない		②類似業種比準方式	
		中心的な株主がいる		③①と②の併用	
同族株主以外の株主		役員(※4)である株主又は役員になる株主			配当還元方式
		その他			
		議決権割合の合計が15%未満のグループに属する株主			

会社規模	総資産価額(帳簿価額)			従業員数	取引金額		
	卸売業	小売・サービス業	左記以外		卸売業	小売・サービス業	左記以外
100人以上							
大会社	20億円以上	10億円以上		50人超 100人未満	80億円以上	20億円以上	
中会社	14億円以上	7億円以上		50億円以上	12億円以上	14億円以上	
大	7億円以上	4億円以上	30人超50人以下	25億円以上	6億円以上	7億円以上	
中	7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超30人以下	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上
小会社	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満

第一次判定 1. いずれか下位の区分

第二次判定 2. いずれか上位の区分

区分			評価方式		
大会社			・類似業種比準方式 ・純資産価額方式		
原則的評価方式	中会社	大 L=0.9	・類似業種比準額(※1) × L + 純資産価額(※2) × (1-L)		いずれか低い方
		中 L=0.75	・類似業種比準額(※1) × L + 純資産価額(※2) × (1-L)		
		小 L=0.6	・類似業種比準額(※1) × L + 純資産価額(※2) × (1-L)		
小会社			・純資産価額方式(※2) ・併用方式		いずれか低い方
			・類似業種比準額(※1) × 0.5 + 純資産価額(※2) × 0.5		

※1 類似業種比準額よりも純資産価額が低ければ純資産価額によります
※2 議決権割合が50%以下の株主グループの場合は、純資産価額の80%とします

ACTUS
CONSULTING MIND
コンサルティングで未来をつくる
アクタス税理士法人
人間力あるコンサルティングサービスを皆様にご提供いたします。
本部/東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F
立川事務所/東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル5F
TEL/042-548-8001 FAX/042-548-8002
ホームページ: <http://www.actus.co.jp/>
各種セミナーを定期的に開催しています。

(売上高)に応じて大会社、中会社、小会社に分類することとなります。まず、評価しようとする会社がどの会社規模の区分に該当するかを2段階で確認します。【図2】

- 第1段階 (会社を区分する)
 - 第1段階 (評価方式の選定)
 - 第2段階 (評価方式の選定)
 - 第1段階で確定した会社規模に対応した以下の表の評価方式により評価します。【図3】

【図1】

2 原則的評価方式は会社規模によつて評価が変わる
少數株主の場合に採用する特例的評価方式は、配当還元方式しか存在

【図2】

しませんが、原則的評価方式は、その会社規模の分類ごとに採用する方法が異なります。評価する会社を、従業員数、総資産価額、取引金額

非上場の株式の評価方式は、原則的評価方式と特例的評価方式があり、株式を取得する人によって適用される評価方式が異なります。

「株式を保有する意味」を考慮して評価方式が定められています。少數株主は経営権を握ることができず、配当によって利益を得ることが主目

前回は、自社の株式をどのように評価するのかを説明しました。今回は、紹介した株式の評価方法のうち原則的評価方式と特例的評価方式のどちらを採用するかについて説明します。

1 取得する人によって評価方法が変わる

非上場の株式の評価方式は、原則的評価方式と特例的評価方式があり、株式を取得する人によって適用される評価方式が異なります。

「株式を保有する意味」を考慮して評価方式が定められています。少數株主は経営権を握ることができず、配当によって利益を得ることが主目

(※3) 中心的な株主とは、同族株主のいない会社の株主で、議決権の15%以上を所有する株主グループのうち単独で10%以上所有している株主をいいます。

(※4) 役員とは、社長、理事長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、取締役(委員会設置会社のみ)、監査役等をいいます。

(※2) 中心的な同族株主とは、同族株主のいる会社の株主で、議決権の数を合計で25%以上所有する株主及びその配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族等をいいます。

の表のようになります。

(※1) 同族株主とは議決権の数を合計で30%以上(50%超所有する株主及び同族関係者がいる場合は50%超)所有する株主及びその同族関係者(6親等内の血族等)をいいます。

(※2) 中心的な同族株主とは、同族株主のいる会社の株主で、議決権の数を合計で25%以上所有する株主及びその配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族等をいいます。

一方で、大株主は、その会社の経営支配が可能となるため、配当のみにより算定される特例的評価方式(配当還元方式)ではなく、原則的により算定される特例的評価方式(配当還元方式)が適用されることになります。どちらの評価方式が適用されるかは、各株主の議決権割合によって評価方式が適用されることになります。具体的な評価方式は【図1】